

～障がいの有無にかかわらず、お互いに思いやり、

支え合う社会をつくるために～



市の新採用職員を対象に研修会を開催しました

研修の概要

平成31年1月15日（火）、平成29年10月1日採用職員及び平成30年度採用の市職員を対象に研修会を開催し、10人の職員が参加しました。

障がいやともに生きる条例などについて基本的な事項を学ぶとともに、障がいの困難さや配慮の必要性などについて体験やグループワークを通して参加者全員で考えました。

内容は次のとおりです。

(1) ともに生きる条例について（障害福祉課説明）

ともに生きる条例の内容、合理的配慮の考え方、合理的配慮実践例の紹介・・・

(2) 障がいの当事者が置かれている状況

講師団講師 阿部 留理子 さん
永松 温子 さん

実体験に基づき、障がいのある人の生活の困難さや必要な配慮などについて説明

(3) 体験

車いすに乗車して段差を越える体験、
アイマスクをつけて移動する体験



(4) グループワーク

グループに分かれ、車いすの人、視覚障がいのある人、知的障がいのある人に対して必要な配慮について、検討を行った。



講義

阿部さんからは、内部障がいは、外見からは分かりづらく、障がい者用トイレ、公共交通機関を利用する際の優先席利用等で誤解を生む現状から、目に見えない障がいへの理解を求めることをお話いただきました。



永松さんからは、障がいのある子どもの保護者の立場から、子どもの一生懸命生きる姿から、色々なことを学び、気づかされたこと、たくさんの係わりのある人との出会いが人生の豊かさに繋がっていることや、障がい当事者への配慮について、必要な配慮は1人ずつ違うので、積極的な声かけをして欲しいと話されました。

の配慮について、必要な配慮は1人ずつ違うので、積極的な声かけをして欲しいと話されました。

グループワーク（障がいの特性ごとの配慮）

3つのグループに分かれて、「車いすの人」「視覚障がいのある人」「知的障がいのある人」について、必要な配慮についてグループで議論しました。

以下は、各グループでの検討結果（抜粋）です。

(1) 車いすの人

道路を舗装するなど

(2) 視覚障がいのある人

点字表示、文字を拡大するなど

(3) 知的障がいのある人

かんたんな言葉や短い文書でわかりやすく説明する、（状況の変化への対応が苦手との話を受けて）
イラストを用いて説明するなど